



平成 27 年 12 月 11 日

## 年金受給権者死亡後に支給された年金の返納通知の改善（概要） —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、同会議からの「年金の返納通知の「ぜひお読みください」に、返納義務者となる理由及び相続放棄をしている場合は、原則として返納の必要がないことを分かりやすく記載してはどうか。」等の意見を踏まえて、平成 27 年 12 月 11 日、日本年金機構にあっせんしました。

### （行政相談の要旨）

同居の母が死亡したが、相続放棄していたので日本年金機構には母の死亡を届け出なかったところ、同機構から私に宛てて年金の返納を求める文書が届いた。返納を求める文書には、相続放棄した者については返納する必要がない旨の記載がなかったので、例えば、どのような事情に基づき私を債務名義人としたのかを説明するとともに、相続放棄等し債務名義人に該当しない場合には年金事務所等にその旨を連絡等するようという記載をしてほしい。

（注） 本件は、行政相談委員（兵庫県）が受け付けた相談である。

### ○ 年金の支給

年金受給権者が死亡した場合、死亡後に振り込まれた年金については、国民年金法等の規定に基づき、年金受給権者と生計を同じくしていた3親等以内の親族が未支給年金として請求できる場合を除いて、日本年金機構へ返納することになる。

### ○ 年金受給権者の死亡による親族等に発出する通知文書の種類

年金受給権者の死亡により親族等への年金の返納を求める場合、死亡した年金受給権者と同居していた親族に対しては、返納に関して事前に照会することなく、返納通知（「領収済通知書（納入告知書・納付書）」、「払い過ぎとなっている年金の返納について（お知らせ）」及び「ぜひお読みください」）を送付している。

### ○ 日本年金機構が作成している「ぜひお読みください」の記載内容

返納手続に関して説明している「ぜひお読みください」には、「相続放棄された場合あるいは相続人等でない場合は、返納の必要がない」旨等の記載はなく、返納する義務を負わない者に誤解を与えかねないものとなっている。

### （あっせん要旨）

日本年金機構は、年金受給権者の死亡により払い過ぎとなった年金の返納に関して、返納義務を負わない親族による誤解や返納が生じないようにするとともに、国の債権の効率的かつ迅速な回収に資するため、次の措置を講ずる必要がある。

年金受給権者が死亡し、未支給年金の請求及び死亡届の提出がない場合、受給権者と同居していた親族宛てに送付する年金の返納通知に、①あなたが返納することになること、②ただし、原則として、相続放棄している場合は年金を返納する必要がないことを分かりやすく明記すること。

### （あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、返納義務を負わない親族による誤解や返納が防止され、国の債権の効率的かつ迅速な回収に資する。

## 本件に係る制度の概要

### 1 年金の支給

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 18 条第 3 項において、年金の支給は、2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 6 期に、その前月までの 2 か月分の年金を支払うこととされており、また、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 36 条第 3 項においても同様に規定されている。

また、年金の支給は、国民年金法第 18 条第 1 項において、権利が消滅した日の属する月で終わるものとされており、年金受給権者が死亡した場合、死亡した日の属する月分まで支給されることとなる。

### 2 未支給年金の請求

年金受給権者が死亡した場合、死亡後に振り込まれた年金については、年金受給権の譲渡等が認められていないため、国民年金法第 19 条第 1 項や厚生年金保険法第 37 条第 1 項の規定に基づき、年金受給権者と生計を同じくしていた 3 親等内の親族が未支給年金として請求できる場合を除いて、日本年金機構へ返納することとなる。

### 3 年金の過払の返納に係る取扱い

年金受給権者の死亡に伴う年金の過払の返納に係る取扱いについては、国民年金法等で規定されていないため、民法第 703 条の不当利得による返還請求権を根拠として、納入告知書の送付により、年金の給付の過払の返納の履行を求めることとなる。

## 本件に係る調査結果

## 1 年金受給権者の死亡に係る年金の支給停止

日本年金機構では、年金受給権者の死亡届等の提出があった場合、年金の支払保留を行うほか、年金受給権者の生存を地方公共団体情報システム機構を通じて住民基本台帳ネットワークの住民票コードより確認し、死亡している場合は支給停止している。

死亡が確認された年金受給権者については、地方公共団体情報システム機構から情報の提供を受けた月の下旬に年金の支払保留に係るデータ入力等の事務が行われるが、次回の年金の定期支払の作業が既に終了している場合、例えば、年金受給権者が4月に亡くなった場合には、5月中旬に死亡情報を得るものの、6月の定期支払の作業は5月1日までに終了しているため、年金のいわゆる過払が生じることとなる(参考1参照)。

## 2 親族等に発出する通知文書の種類等

年金受給権者の死亡による親族等への年金の返納に関する文書には、表のとおり、返納を求める前の照会文書と、返納通知の2種類がある。

i) 返納を求める前の照会文書(納入告知前に送付する照会)

- ① 「(基礎年金 国民年金 厚生年金) 給付費に係る照会について」
- ② 「回答票」

ii) 返納通知(納入告知時の送付文書)

- ③ 「払い過ぎとなっている年金の返納について(お知らせ)」
- ④ 「ぜひお読みください」
- ⑤ 「領収済通知書(納入告知書・納付書)」

表 年金受給権者の死亡による返納事務、発出文書等

| 文書の種類等                                      |                                   | 返納を求める前の照会文書  |                              | 返納通知(納入告知時の送付文書)  |  |
|---|-----------------------------------|---|------------------------------|---|--|
|   |                                   | 照会の有無   | 照会の対象者                       | 送付文書  | 返納を求める者  |
| 過払返納<br>事務の種類                               | 【類型Ⅰ】<br>未支給年金の請求及び<br>死亡届の提出あり   | 【なし】  |                              | ③ 「払い過ぎとな<br>っている年金の<br>返納について<br>(お知らせ)」<br>④ 「ぜひお読みく<br>ださい」<br>⑤ 「領収済通知書<br>(納入告知書・<br>納付書)」 | 請求書及び死亡届を提出<br>した近親者                                 |
|   | 【類型Ⅱ】<br>未支給年金の請求なし<br>で、死亡届の提出あり | 【あり】<br>① 「(基礎年金<br>国民年金 厚<br>生年金) 給付<br>費に係る照会<br>について」<br>② 「回答票」 | 死亡届の提出者<br>その他の近親者           |   | 年金受給権者の財産管理<br>を行っている者又は過払<br>金の返納を応諾した者             |
| 【類型Ⅲ】<br>未支給年<br>金の請求<br>及び死亡<br>届の提出<br>なし | 同居親族<br>以外                        |   | 過去に年金受給<br>権者と同居して<br>いた近親者等 |   | 年金受給権者と過去に同<br>居していた近親者又は年<br>金受給権者に最も近い立<br>場にある近親者 |
|   | 同居親族                              | 【なし】  |                              | 年金受給権者死亡時に同<br>居していた親族  |  |

(注) 日本年金機構の資料に基づき当局が作成した。

### 3 同居親族に送付している文書の内容

日本年金機構は、未支給年金の請求及び死亡届の提出がない場合、死亡した年金受給権者と同居していた親族に対しては、事前に照会することなく、返納通知、すなわち領収済通知書（納入告知書・納付書）のほか、厚生労働省が作成している「払い過ぎとなっている年金の返納について（お知らせ）」及び日本年金機構が作成している「ぜひお読みください」を送付している。

この返納手続について説明している「ぜひお読みください」の内容には、「相続放棄された場合あるいは相続人等でない場合は、返納の必要がない」旨等の記載はない。

#### 【参 考】 「ぜひお読みください」（抜粋）

同封しました「領収済通知書（納入告知書・納付書）」は、当機構から払い過ぎとなっている年金の返納をお願いするためのものです。返納額については、「払い過ぎとなっている年金の返納について（お知らせ）」をご覧ください。

（略）

◇ご自身の年金についての返納の場合は、

（略）

◇年金受給者がお亡くなりになったことによる返納の場合は、

年金受給者の方がお亡くなりになり、年金の払い過ぎが生じているため、次のいずれかに該当された方を相続人代表者として送付させていただきました。

- ・年金受給者の死亡届を提出された方
- ・年金受給者のご親族
- ・当機構からの照会に対し、返納していただけるとのご回答をなされた方

※ 家庭裁判所で相続放棄の手続きをされた方は、「相続放棄申述受理通知書」等の写しを、下記、債権調査グループ宛に送付してください。また、送付の際はご本人確認のため、お手数ですが、同封しています「領収済通知書（納入告知書・納付書）」を必ず添えてください。

- 返納していただきます年金は、これから皆様にお支払いしていく年金の財源となりますので、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

（略）

（注）下線は、当局が付した。

## 本件に係る日本年金機構の意見

日本年金機構は、現行の年金の返納通知の手続について、次のとおり説明している。

- ① 偽りその他不正の手段によって年金の給付を受けたことが明らかな場合は、国民年金法第 23 条等に基づき、強制徴収が可能な不正利得の徴収金として取り扱うことになるが、年金受給権者の死亡に伴う年金の過払の返納に係る取扱いについては、国民年金法等で規定されていないため、民法第 703 条の不当利得による返還請求権を根拠として、納入告知書の送付により、年金の給付の過払の返納の履行を求めることとなる。
- ② 死亡した年金受給権者と同居していた親族に対し、事前に照会することなく、「ぜひお読みください」等の文書を発出していることについて、戸籍謄本や住民票等により、同居している親族の中で、相続人等として最も可能性の高い者に発出している。  
この最も可能性の高い者を相続人等としていることについては、国民年金法第 19 条等で、亡くなった年金受給権者と死亡当時、生計を同じくしていた 3 親等内の親族は、未支給年金を自己の名で請求できるとされ、また、未支給年金を受け取るべき者の順位は、死亡した年金受給権者の配偶者、子、父母、孫等の 3 親等内の親族の順序とされているので、これを援用し、同居親族の中から順位の高い者を相続人等としているものである。  
このため、同居親族における相続人等となる者の特定のための事前照会を行うよりも、むしろ、相続人等として最も可能性の高い者の名前で納入告知書等を早期に発出し、同居している親族の方々に亡くなられた年金受給権者の年金について過払があることを認識いただき、返納をいただくことが効率的かつ迅速な国の債権の回収につながるものと考えている。
- ③ 同居していた親族が、相続放棄している場合や相続人等でない場合、その同居親族がどのように対応すべきかについては、「ぜひお読みください」の中の「◇年金受給者がお亡くなりになったことによる返納の場合は、」の枠内を読んでいただき、日本年金機構に連絡いただくことになる。

**【参考1】 未支給年金等の発生状況（同一生計者がいる場合）の6月支給の例**

| 年金受給権者の死亡月日 |         | 4月15日支給 |        | 6月15日支給 |       |
|-------------|---------|---------|--------|---------|-------|
|             |         | 2月分     | 3月分    | 4月分     | 5月分   |
| 4月          | 1日～14日  | 未支給年金   | 未支給年金  | 未支給年金   | 過払    |
|             | 15日～30日 | (本人支給)  | (本人支給) | 未支給年金   | 過払    |
| 5月          | 1日～14日  | (本人支給)  | (本人支給) | 未支給年金   | 未支給年金 |
|             | 15日～31日 | (本人支給)  | (本人支給) | 未支給年金   | 未支給年金 |

(注) 1 本表は、日本年金機構からのヒアリング結果に基づき当局が作成した。

- 2 年金の支給月は、偶数月でその前月までの2か月分が支給される（支払日は原則15日）。
- 3 年金は、年金受給権者が死亡した場合、死亡した日の属する月まで支給される。
- 4 年金受給権者が死亡した日より後に振り込まれた年金は、死亡当時、生計を同じくしていた3親等内の親族が、その未支給年金を請求できる。

**【参考2】 関係法令**

○ 国民年金法（昭和34法律第141号）（抄）

（年金の支給期間及び支払期月）

第18条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 (略)

3 年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

（未支給年金）

第19条 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

2～5 (略)

○ 民法（明治29年法律第89号）（抄）

（不当利得の返還義務）

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

本案件について検討した平成27年6月時点の構成員は、次のとおり。

|      |       |                       |
|------|-------|-----------------------|
| (座長) | 大森 彌  | 東京大学名誉教授              |
|      | 秋山 收  | 元内閣法制局長官              |
|      | 加賀美幸子 | 千葉県男女共同参画センター名誉館長     |
|      | 加藤 陸美 | 元環境事務次官               |
|      | 小早川光郎 | 成蹊大学法科大学院教授           |
|      | 関口 一郎 | 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長 |
|      | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長             |

※平成27年7月に構成員の交代があり現構成員は、次のとおり。

|      |       |                            |
|------|-------|----------------------------|
| (座長) | 秋山 收  | 元内閣法制局長官                   |
|      | 江利川 毅 | 埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長 |
|      | 小野 勝久 | 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長      |
|      | 小早川光郎 | 成蹊大学法科大学院教授                |
|      | 高橋 滋  | 一橋大学大学院法学研究科教授             |
|      | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長                  |
|      | 南 砂   | 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長         |